(厚生労働省5(Ⅳ-2-1))

			(厚生方側 有5(IV - 2 - 1 <i>))</i>					
施策目標名	基本目 等働き方式	用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の 標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対 対革を推進すること 5大目標2:非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者、)	対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現					
	池外	《人口标》2. 非正然准用力倒名 (应时间分倒名、有别准用力倒名、)	派追力 動名 / の雇用の女足及の付担の以告を囚るCC					
	・正社員と 成金により ・短時間』	支援を行っている。	するため、正社員への転換などを行う事業主に対するキャリアアップ助といった多様な正社員の導入拡大を図るため、「多様な正社員」制度に					
	【同一労働同一賃金の実現】 ・どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けられるようにすることにより、人々が自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。)及び「労働者派遣事業の適切な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)について、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向け、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による法の履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等を内容とする改正が行われ、令和2年4月1日(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の施行は令和3年4月1日)から施行されている。							
施策の概要	理なもので		場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合 働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇差の禁止に関する指針」 ン」。)において示している。					
	めの取組 ・加えて、 労務管理等	手順書や待遇差の点検・検討マニュアル等を作成し、法の周知を行 企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平 等の専門家による個別相談支援等を実施している。	はめの指導等を行っているほか、事業主が法に基づく対応を実施するたました。 うとともに自主的な取組を支援している。 成30年度より全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、 は28日閣議決定)による構造的な賃上げを目指すための取組の一つと					
		12月以降、都道府県労働局において、新たに労働基準監督署と連						
	(短時間労 1週間の所 における定							
		月間の定めのある労働契約を締結している労働者(パートタイム・有	期雇用労働法における定義)					
	事業主が原	雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。(労 	·働者派遣法における定義)					
	・役員を除 ・非正規履	雇用労働者の概況(2023年) 除く雇用者(5,730万人)に占める非正規雇用労働者(2,124万人)の書 雇用労働者数は2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少し 雇用労働者数について、年齢階級別に見ると、65歳以上で顕著に増	たが、2022年以降増加。					
施策を取り巻く現状	2. 非正規雇用労働者の内訳(2023年) ・非正規雇用労働者のうち、パートは1,030万人(48.5%)、アルバイトは459万人(21.6%)、派遣社員は156万人(7.3%)。 ・不本意非正規雇用労働者の割合は、非正規雇用労働者全体の9.6%であり減少傾向。 ・一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等の理由で非正規雇用を選択する者も77.4%存在。 ・また、今後の働き方について、正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者のうち、正社員になった場合に「多様な正社員」制度を希望したいと回答した割合は68.2%(2021年)存在。							
	3. 非正規雇用労働者の待遇等の現状 ・一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」に対する「正社員・正職員以外の者」の賃金の割合は67.4%(2023年)。 ・正社員との比較で見ると、「計画的な教育訓練(OJT)」、「入職時のガイダンス(Off-JT)」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)」は4割を下回っている(2021年)。 ・手当等、各種制度の適用状況について、正社員との比較で見ると、「通勤手当」の実施率が約8割と高くなっており、「慶弔休暇」が約6~8割、「賞与」が約4~6割となっている(2021年)。 ・同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現に向けて、「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は63%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」は21%、「異なる雇用形態が存在しない」は6%。「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の取組内容は、							
	「基本給」/	が51%、「諸手当」が55%、「福利厚生」が55%であった(2023年)。						
	1	いる。一方、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力	とい等の理由で非正規雇用を選んでいる者が77.4%(2023年)を占めて開発の機会が少ないといった状況もあり、正規雇用を希望しながらそれ0.6%(2023年)存在するため、正規雇用化を促進していくことが課題と					
施策実現のための課題	2	なっていない場合もある。このため、非正規雇用労働者と正社員とすることが課題となっている。	4割を占める状況にあるが、待遇がその働き・貢献に見合ったものに との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保 き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備も					
		達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由					
	目標1		不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在している中、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の雇用の安定や処遇の改善、意欲向上や生産性向上につながると考えられるため。					
各課題に対応した 達成目標	(課題1)	換を図ること	また、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換を強力に推し進めていくことが重要であるため。					
	目標2	 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実 131 + 7	パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、非正規雇用労働者と正社員との間のお答。お答為選を確保し、原用形態に関わらない公正な法選を実現					
	(課題2)	現する	の均等・均衡待遇を確保し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現 する必要があるため。					

		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		当初予算(a)	135,819,546	84,271,049	91,442,959	89,794,648	116,990,788	
	予算の 状況	補正予算(b)	0	25,057,537	0	100,040	0	
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	-62,707,800	-3,444,163	-16,316,068	270,000		
		合計(a+b+c)	73,111,746	105,884,423	75,126,891	90,164,688		
	執行額(千円、d)		70,063,931	72,585,136	66,750,036	60,552,156		
	執行率(%、d/(a+b+c))	96%	69%	89%	67%		
	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
		常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働 表明		令和6年3月8日		正社員への転換等の取 過改善を図るため、同一党		

CONT DIVI	いて正社員として働くこ	とを希望する非正規雇	開労働者の	正社員転換	やを図ること					
	指標1	指標の選定理由	在しており、 した。 (参考1)平 (参考2)令 規雇用)につ 出したもの。	それを減少 成29年平均 和5年実績(ついた主な ³	させることに 実績14.3% 直9.6%は分 里由が「正規	は喫緊に取り、 、平成30年 母: 当該質問 の職員・従事)組むべき重 平均実績12. 引の回答者	要な課題の 8% 総数、分子::	の依然として・ うため、測定 対職の雇用 も回答した人	旨標に選 形態(非:
	不本意非正規雇用労働者の 割合			オローアップ	プエ程表(令	和3年6月18	3日)のKPIと	こして設定されている目標.		水準(20
	(アウトカム)	基準値			きごとの目標 まごとの実 約			- 目標値	主要な指標	達成
		平成26年平均	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
		18%	_	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	0	0
			11.6%	11.5%	10.7%	10.3%	9.6%		1	
	指標2	指標の選定理由 目標値(水準・目標年	規雇用労働 題のため、 (参考1)平 (参考2)令 規雇用)につ 出したもの。 (出典):総	諸の割合は 測定指標に 成29年平均 和5年実績(ついた主な 務省「労働力	は全体よりも 選定した。 実績22.4% 直13.1%は分 里由が「正規 」調査(詳細	高く、それを 、平成30年 ³)母: 当該質 の職員・従う 集計)」	減少させる。 平均実績19. 問の回答者 業員の仕事。	ことは喫緊に 0% ·総数、分子 がないから」	5〜34歳)の7 こ取り組むべ :現職の雇用 と回答した人 か、まずは前	き重要 ⁷ 形態() 、数から
	25~34歳の不本意非正規雇 用労働者の割合	度)の設定の根拠	定した。							
	パカ関名の割占	基準値		年月	度ごとの目標	票値		┃ ■目標値	主要な指標	,秦 E
		坐 年但		年月	度ごとの実績	責値			土安は旧保	達成
		令和4年平均	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年		
		15.6%	_	_	_	-	前年以下	前年以下		0
			17.7%	16.8%	15.6%	15.6%	13.1%			
	指標3	指標の選定理由 指標の選定理由 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働等を促す主要な支援措置であるため、正規雇用労働者等にた。 (参考)平成29年度実績109,342人、平成30年度実績135,44(出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ行政事業レビューの目標として設定されている目標水準(※)令和5年度 105,000人					〜転換した労 41人 	労働者の数を	
測定指標	る非正規雇用労働者から正	度)切設定の依拠	(次)市和5	,						
	規雇用労働者等に転換した 労働者の数 (アウトカム)	基準値			きごとの目標 きごとの実糸			日標値	主要な指標	達原
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
		67,210人	136,000人	112,000人	101,000人	109,000人	105,000人	105,000人]	Δ
			111,895人	100,203人	108,876人	105,704人	88,935人			
		指標の選定理由	期世代支援 ジ) が行われ 実施してお 1つとなって	ミプログラム れるとともに り、キャリア	」を取りまとる 、令和5年度 アップ助成金 ら、正社員転	め、令和2年 【からの2年 全の正社員付 【換した就職	度からの3年間を第2スラ 間を第2スラ ヒコースは、 氷河期世代	年間の集中 -一ジと位置 この取組み	定)において「 的な取組み(づけ引き続き の重要な政策) 数を目標値	第1ス- を取組 <i>を</i> をツーノ
									(※)や前年	度実績
	指標4 指標4 キャリアアップ助成金により 正社員転換した就職氷河期 世代の労働者の数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	基づき設定 (※)令和5	年度 105,00		アアップ助成	金における	非正規雇用	労働者から]	正規雇
	キャリアアップ助成金により		基づき設定 (※)令和5	年度 105,00 三転換した労 年月	働者の数) 要ごとの目標	票値	金における	非正規雇用	対働者から 主要な指標	
	キャリアアップ助成金により 正社員転換した就職氷河期 世代の労働者の数	度)の設定の根拠 基準値	基づき設定 (※)令和5 労働者等に	年度 105,00 年版 した労 年版	働者の数) 度ごとの目標 度ごとの実績	景値		- 目標値	主要な指標	
	キャリアアップ助成金により 正社員転換した就職氷河期 世代の労働者の数	度)の設定の根拠	基づき設定 (※)令和5	年度 105,00 年版 した労 年版	働者の数) 要ごとの目標	景値			主要な指標	

		た	促進するこ 計画)」を適 定件数を目 (参考)平成	とであり、事	業所においることが、キ 50,936件、	て「キャリア ・ャリアアップ 平成30年度	アップ計画書 『に向けた取 実績40,730{	(事業所に組の基礎に	おけるキャリ おける3〜5 なることから	年の取組
	指標5 キャリアアップ計画の認定数 (アウトプット)	目標値(水準・目標年	令和5年度からリリースした雇用関係助成金ポータルによる電子申請の開始に合わせ、 アアップ計画認定数の計上方法を変更(計画提出が電子か紙かにより計上方法が異なる たことにより、実績値の経年比較が困難となったことから、本指標は令和4年度までの指 し令和5年度目標値は設けていない。						異なる)し	
	※令和4年度まで	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				目標値	主要な指標	達成	
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
		46,597件	40,730件	40,905件	40,680件	45,420件	_			_
			40,905件	40,680件	45,420件	37,965件	_			

達成目標2につ	ついて 非正規雇用労働者											
		指標の選定理由			ム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助							
	指標6		(出典):雇用	用環境・均等	「件)」で除し [・] 等局有期・短 業のみ施行、	時間労働課	調べ	きから湾田				
	パートタイム・有期雇用労働 法に規定する措置について、 事業主に対し都道府県労働 局が実施した助言・指導の結 果、是正された割合(年度内) (アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和5年度 決定)での 指導件数の 目標値は前	は、「物価高新たな取組成が見い 動性加が見い はないである は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	5克服・経済 成果を受け、 込まれ、企業 。 責が100%を起	再生実現の パートタイ <i>」</i> 側の是正が 望えている理	ための総合な・有期雇用長期化する	経済対策」(対働法8条: 事案が増え ・指導を行っ	令和4年10月 違反について る可能性があ ったのは令和 いるため。	の助言		
		基準値		年月	度ごとの目標	標値		目標値	主要な指標	達成		
				1	きごとの実績					~		
		_	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度	†			
				_	_		90%以上	90%以上	0	0		
				99.3%	99.6%	101.0%	96.8%		┃			
	指標7 パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都	指標の選定理由	(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされるより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから、指標選定した。目標値については、年度単位で計画的に実施していることから、年度内の件定した。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ 令和4年度については新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、支が例年と同じようには行えなかったこともあり、目標達成できなかったが、令和5年度には例年並みに戻ることを想定して令和4年度と同値を目標値として設定した。									
	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	選定した。E 定した。 (出典):雇用 令和4年度I が例年と同	用環境・均等 については じようには?	等局有期・短 新型コロナウラスなかった	時間労働課 ワイルス感染 こともあり、	的に実施し 調べ 症関連の相 目標達成で	ていることが 目談業務を優 きなかったか	Nら、年度内の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の件数を 支援業		
	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都 道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	選定した。E 定した。 (出典):雇用 令和4年度I が例年と同	用環境・均等 については? じようには? ょに戻ること?	等局有期・短 新型コロナウラスなかった	時間労働課 7イルス感染 こともあり、 1和4年度と	的に実施し 調べ 症関連の相 目標達成で	でいることが	Nら、年度内の を 先したため、 が、令和5年度 Eした。	の件数を 支援業 度につい		
	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都 道府県労働局が実施した報	目標値(水準・目標年	選定した。E 定した。 (出典):雇用 令和4年度I が例年と同	用環境・均等 については じようには行 いに戻ること。 年月	等局有期・短 新型コロナウラえなかった を想定して令	時間労働課プイルス感染こともあり、7和4年度と	的に実施し 調べ 症関連の相 目標達成で	ていることが 目談業務を優 きなかったか	Nら、年度内の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の件数を 支援業		
	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都 道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	選定した。E 定した。 (出典):雇用 令和4年度I が例年と同	用環境・均等についてはではられて戻ることで 年月	等局有期・短 新型コロナウラスなかったを想定して令 変ごとの目標	時間労働課プイルス感染こともあり、7和4年度と	前のに実施し調べ 一部で関連の相関では は標達成で 同値を目標	でいることが	から、年度内の を先したため、 が、令和5年度 とした。 主要な指標	の件数を 支援第 度につい		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都 道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	選定した。目定した。(出典):雇用令和4年度にが例年と同は例年並み	用環境・均等についてはではられて戻ることで 年月	等局有期・短 新型コロナウラスなかったを想定して令 変ごとの目標	時間労働課プイルス感染こともあり、計和4年度と	前のに実施し調べ 一部で関連の相関では は標達成で 同値を目標	でいることが 業務を優きなかったが 値として設定 目標値	から、年度内の を先したため、 が、令和5年度 とした。 主要な指標	支援消費につい		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し都 道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	選定した。目定した。(出典):雇用令和4年度にが例年と同は例年並み	用環境・均等 については じようには行 いに戻ることを 年月 令和2年度	等局有期・短 新型コロナウラスなかったを想定して令 変ごとの目標 変ごとの実	時間労働課 アイルス感染 これ4年度と 評値 賃値 令和4年度	的に実施し 調べ 症関連の相 目標を目標 令和5年度	でいることが 談業務を優 きなかったが 値として設定 目標値 令和5年度	から、年度内の を先したため、 が、令和5年度 とした。 主要な指標	の件数を 支援第 度につし		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)(アウトプット) 指標8 指標8 派遣元事業主、派遣先事業	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値	選定(用環 にじに 中	新する 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻 妻	時 イと和 値 令 7,520 展で主っ至、、実 働 感り度 年 件 供で主っ至、、実 でまって主き、、実 は が の の の の の の の の の の の の の	がでで <t< td=""><td>ている 業かし 業かし 素かし 素かし 標 5 7,520 推者働問るす働は をた設 値 年 件 進の者題こ者② を問題の者題こ者②</td><td>たたたたたたたたおたたりたりたりりたりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり</td><td>の 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大</td></t<>	ている 業かし 業かし 素かし 素かし 標 5 7,520 推者働問るす働は をた設 値 年 件 進の者題こ者② を問題の者題こ者②	たたたたたたたたおたたりたりたりりたりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	の 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)(アウトプット)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値	選定(令がは令6,141者の況相え和れの会ま数典た。:年と並年件派質を談る5て合職度年件派質を談る5て合職度年年進を測を問題い計	用 にじに 中	また き き き で で で で で で で で で で で で で で で で	時 イと和 値 値 令 7,520 保で主っ至、、実調 労 スあ年 4 20 派る派形たっ派①績べ か	(i)	てい	たたたたたたたたおたたりたりたりりたりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	の 支に は賃関し。ナ央 ら 件 支に		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)(アウトプット) 指標8 指標8 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者制談を受けた関する個別の相談を受けた際に、相談者の抱える問題に	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値 	選定(令がは令合計労対行別の含件(令すした(中元-41者の況相え和れの)4相た(年と並年件派質を談る5て合能年談また(年と並年件派質を談る5て合能年談また(年上より対行別の会件(会件(また(年中派質を測を問題会件(会件(また(年上より対行別の会件(会件(また(年中より対行別の会件(会件(また(年より対行別の会件(会件(また(年より対行別の会件(会件(また(また(より対行別の会件(会件(また(より対行別の会件(会件(また(また(より対行別の会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(会件(また(<t< td=""><td>用 にじに 令 5,640 事雑定受題度る()業 の限 ではこ 年 年 件 件 適続た際談で件)局を を 1 年 度 件 のしるた相い終件局を を 1 年 度 件 ではなど。 年 年 件 のしるた相い終件局をで を 2 年 件 のしるた相いのでで、数を需 を 3 に対してはました。 ではなど。 第 2 年 年 度 ではなど。 第 2 年 年 度 である。 第 2 年 日 である。 日</td><td>等 新すを き き で で で で で で で で で で で で で で で で で</td><td>時 イこ和 値 値 令 7,52 保で主っ至、、、実調 年ら 側 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問 かめ 離 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問9.7 かめ 課 染、と</td><td> (i)</td><td>てい</td><td>たたたたたたたおたおたおたおおおたおおよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよ<td>の 支に は賃関し。ナ央 ら 件 支に</td></td></t<>	用 にじに 令 5,640 事雑定受題度る()業 の限 ではこ 年 年 件 件 適続た際談で件)局を を 1 年 度 件 のしるた相い終件局を を 1 年 度 件 ではなど。 年 年 件 のしるた相い終件局をで を 2 年 件 のしるた相いのでで、数を需 を 3 に対してはました。 ではなど。 第 2 年 年 度 ではなど。 第 2 年 年 度 である。 第 2 年 日 である。 日	等 新すを き き で で で で で で で で で で で で で で で で で	時 イこ和 値 値 令 7,52 保で主っ至、、、実調 年ら 側 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問 かめ 離 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問9.7 かめ 課 染、と	(i)	てい	たたたたたたたおたおたおたおおおたおおよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよ<td>の 支に は賃関し。ナ央 ら 件 支に</td>	の 支に は賃関し。ナ央 ら 件 支に		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し報 自用労働局が実施した報 告徴収件とプット) 指標8 指標8 派遣元事業主、派遣先等選に 関する個別の相談を受問題に、相談を通じて、 でいて、 至った割合	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値	選定(令がは令合がけ令分対行別の含件(令すたした。日本年と並年中所所の次相え和れの。4相また。年と並年件派質を談る5て合能年談また。年年よよはまた。日また。年年よよよまた。また。また。また。年年よよよまた。 </td <td>用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいる。</td> <td></td> <td>時 イと和 値 値 令 7,3 保で主っ至・、、実調 度、 値 値 か 3,498 派る派形た派①績べ かめ 働 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問9.7 により で まずい と が で まがい が まずい と が で まがい かい かい</td> <td>i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が</td> <td>でいる特別では、で</td> <td>たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の ま</td></td>	用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいる。		時 イと和 値 値 令 7,3 保で主っ至・、、実調 度、 値 値 か 3,498 派る派形た派①績べ かめ 働 感り度 年 件 件 遣こ遣で割造問9.7 により で まずい と が で まがい が まずい と が で まがい かい	i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が	でいる特別では、で	たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の ま</td>	の ま		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し報 自用労働局が実施した報 告徴収件とプット) 指標8 指標8 派遣元事業主、派遣先等選に 関する個別の相談を受問題に、相談を通じて、 でいて、 至った割合	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値	選定(令がは令合計労対行別の含件(令すした(中元-41者の況相え和れの)4相た(年と並年件派質を談る5て合能年談また(年と並年件派質を談る5て合能年談また(年上より対行別の会件(会件(また(年中派質を測を問題会件(会件(また(年上より対行別の会件(会件(また(年中より対行別の会件(会件(また(年より対行別の会件(会件(また(年より対行別の会件(会件(また(また(より対行別の会件(会件(また(より対行別の会件(会件(また(また(より対行別の会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(また(より対行別の会件(会件(会件(会件(会件(また(<t< td=""><td>用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいるにを、数を1 まで 4 では2 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で</td><td></td><td>時 イこ和 値 値 令 7,52年の至主も、課 年ら 値 値 や 7,5498</td><td>i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が</td><td>でいる特別では、で</td><td>たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の すで は賃関し。ナ央 ら直 で は賃関し。ナ央 ら直 で 様を 接つ 達 © 相のる説 とっ 周設 達 第1 で 15 で</td></td></t<>	用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいるにを、数を1 まで 4 では2 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で		時 イこ和 値 値 令 7,52年の至主も、課 年ら 値 値 や 7,5498	i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が	でいる特別では、で	たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の すで は賃関し。ナ央 ら直 で は賃関し。ナ央 ら直 で 様を 接つ 達 © 相のる説 とっ 周設 達 第1 で 15 で</td>	の すで は賃関し。ナ央 ら直 で は賃関し。ナ央 ら直 で 様を 接つ 達 © 相のる説 とっ 周設 達 第1 で 15 で		
測定指標	パートタイム・有期雇用労働 法に基づき、事業主に対し報 自用労働局が実施した報 告徴収件とプット) 指標8 指標8 派遣元事業主、派遣先等選に 関する個別の相談を受問題に、相談を通じて、 でいて、 至った割合	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 基準値	選定(令がは令合がけ令分対行別の含件(令すたした。日本年と並年中所所の次相え和れの。4相また。年と並年件派質を談る5て合能年談また。年年よよはまた。日また。年年よよよまた。また。また。また。年年よよよまた。 </td <td>用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいるにを、数を1 まで 4 では2 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で</td> <td></td> <td>時 イこ和 値 値 令 7,52年の至主も、課 年ら 値 値 や 7,5498</td> <td>i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が</td> <td>でいる特別では、で</td> <td>たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の ま</td></td>	用 にじに 令 5,640 事 神にした 中 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 年 年 度 1 の続た際談では2 実定 第 4 の続た際談では14 定 積し の続た際談で数を1 まで 年 年 1 の続きでいるにを、数を1 まで 4 では2 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で		時 イこ和 値 値 令 7,52年の至主も、課 年ら 値 値 や 7,5498	i的調 症目同令 7,520事解%働強にべ 関達を5 20 4ま事ンに業決(9 者証の、主一い、至件造ったがで標度 件 件 誘遣派(評派っ)/ 事が	でいる特別では、で	たたたたたたたたおたおたはかに一にでががおでででがでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<td>の ま</td>	の ま		

【名本】比価の	実績値								
【参考】指標9 「通勤手当」を有期雇用フル		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
タイムに実施した企業割合		_	_	88.2%		ı			
【参考】指標10			実網	漬値				/	
正社員と職務が同じパートタ イム・有期雇用労働者を正社		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
員と比較した場合の1時間当 たりの基本賃金が、正社員と 同じ又は正社員より高い割合		_	I	54.3%	ı	ı			
【参考】指標11		実績値							
一般労働者(フルタイム)にお ける「正社員・正職員」と「正		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
社員・正職員以外の者」間の 賃金比率		64.7%	66.3%	67.0%	67.5%	67.4%			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知(_{右端考全議WG後に記載)}

学識経験を有する者の知 見の活用	(有識者会議WG後に記載)						
	日標達は在今いの測字結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】					
	日标连风及日0.00000000000000000000000000000000000	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】					
	総合判定	(判定理由) 【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】 ・ 指標1の労働力調査における不本意非正規雇用労働者の割合は、令和元年度の11.6%から令和5年度の9.6%まで、毎年減少している。令和5年度は目標値である10%以下を達成した。 ・ 指標2の25~34歳の不本意非正規雇用労働者の割合は、令和5年度は13.1%となり、令和4年度の実績値(15.6%)を下回り、目標値である前年以下を達成した。 ・ 指標3(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)については、キャリアアップ助成金(正社員化コース)において有期雇用労働者から無期雇用労働者へ転換した場合の助成を令和3年度末をもつて廃止したこと、令和4年10月以降正社員の定義を厳格化(これまでの定義に加え「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要)したことから、令和5年度の実績値が目標本達成となったが、令和5年度の目標値に対する達成率が84.7%となっており、一定の成果はみられている。 ・ 指標4(キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数)については、上記指標3の内数であり、助成金の要件見直しに伴い指標3の数が減少したことから、内数の指標4も減少した。 ・ 指標5(キャリアアップ計画の認定数)については、令和5年度から雇用関係助成金ボータルによる電子申請が開始されたが、ポータルの仕様上、コース別に計画届を作成する必要があり、1事業所が複数のコースに係る計画書を提出できる紙の申請のみを計上していた前年度との比較が困難となったことから、本指標は令和4年度までの指標とし令和5年度目標値は設けていない。しかしながら、電子申請の件数は徐々に増加傾向にあり、令和6年3月時点では、2,720件(速報値)の電子申請を受け付けている。 【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】 ・ 指標6については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえ					
		た同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組を一層行い、助言・指導等の件数が令和4年度より増加した上で、目標を達成した。 ・ 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、目標達成に至らなかったが、令和5年度は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえた同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の実施により報告徴収の件数が増加し、11,173件となり、目標を達成した。 ・ 指標8(派遣元事業主等からの待遇に関する相談の解決割合)については、令和5年度から新たに指標として設定したが、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っている。					
		【総括】 ・ 以上より、指標3の達成状況が「△」、指標4の達成状況は「×」であるものの達成率は80%に近く、それ以外の令和5年度判定対象の指標は「○」となっており、かつ、キャリアアップ助成金についても、令和5年度補正予算での拡充内容を踏まえた利用実績の増加が見込まれることから、今後、目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。					
		(有効性の評価)					
		【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】 ・ 指標1・指標2については、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善に取り組むこと等により毎年着実に減少しており、若年層においても減少傾向にある。令和5年度はどちらの指標も目標値に達していることから、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標3については、令和4年度の要件見直しの影響により、令和5年度については目標値を下回ったものの、制度の周知等を積極的に行うことにより令和5年度の目標に対する達成率は80%を超えており、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標4については、母数である指標3の数値が減少したことから本数値も減少したが、令和5年度の目標に対する達成率は78.4%とほぼ80%であり、有効に機能していると評価できる。					
		・ 指標5については、令和2年度及び令和4年度は目標達成には至らなかったものの、令和元年度から令和4年度においては4万件前後を維持しており、有効に機能していたと評価できる。 【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】 ・ 指標6・指標7については、同一労働同一賃金の遵守を徹底させることで、正社員と非正規雇用労働者との間の格差の改善に資することから、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保に向けた事業主への助言・指導に関する取組は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標8については、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っていることから、有効に機能していると評価できる。					

		(効学性の計画)
評価結果と 今後の方向性	施策の分析	【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】 ・指標1・指標2については、施策の執行額が減少傾向にある中、令和5年度には目標値を達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・指標3・指標4については、令和4年度の要件見直しの影響等により、キャリアアップ助成金の令和5年度の実績・執行額はともに減少しており、要件見直し等を適切に行っていくことで、より効率的・効果的な事業運営を図っていきたい。 ・指標5については、キャリアアップ助成金の執行額は減少傾向にある中、令和元年度から令和4年度においては4万件前後を維持しており、効率的な取組が行われていたと評価できる。 【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】 ・指標6及び指標7については、当該指標に関係する予算額は雇用均等指導員(非常勤職員)に関する経費であるが、令和5年度は、同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の強化が見込まれたことから、令和4年度より増額(対前年度比約134%)を行っていたもの。一方で、事業主に対し雇用均等指導員も含めた都道府県労働局職員が実施した報告徴収件数は令和4年度に比べて3倍程度実施しており、かつ、毎年度是正割合に関する指標の目標値を達成していることから、効率的な対応が行われていると評価できる。 ・指標8について、窓口や訪問時において、職員・相談員が適切な助言等に取り組んでいることが、目標値を上回っていることに繋がっているものと考えられ、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】 ・ 指標1・指標2については、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善に取り組むこと等により毎年着実に減少しており、若年層においても減少傾向にある。令和5年度はどちらの指標も目標値に達していることから、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標3・指標4については、令和3年度までは目標を上回り、令和4年度においても目標の8割程度を達成していたものの、令和5年度は要件見直しによる影響が見られたところ。実績の改善が図られるよう、令和5年度補正予算において、キャリアアップ助成金(正社員化コース)の制度の拡充(助成金額の拡充(中小企業:57万円→80万円)、対象となる有期雇用労働者の雇用期間を6か月以上3年以内から6ヶ月以上へ緩和する等)を行ったところであり、引き続き積極的な周知等の必要な取組を進めていく。 ・ 指標5については、令和元年度から令和4年度において4万件前後を維持しており、うち令和元年度から令和3年度までは目標達成又はほぼ達成(令和2年度は達成率99.4%)したところ、令和4年度に目標未達(達成率83.6%)となった要因としては、正社員化コースにおいて有期雇用労働者等から無期雇用労働者へ転換した場合の助成が令和3年度末をもって廃止され、申請件数のみならず計画件数も減少したことが考えられる。令和5年度においては電子申請の数も徐々に増加しているところであり、引き続き積極的な周知等の必要な取組を進めていく。
		【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】 ・ 指標6については、是正指導の割合は令和2年度から令和5年度まで、95%以上となっており、90%以上とする目標は達成している。非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保の実現にあたっては、引き続き、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保が重要であり、当然ながら是正指導の割合は100%を目指していくことになるが、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、これまでの実績を踏まえて、目標値を引き上げることとする。・ 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、目標達成に至らなかったが、令和5年度は同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた一層の取組により、報告徴収の件数は令和5年度の目標を達成した。今後は、当該取組による報告徴収件数の増加を踏まえつつ、労働局の体制も勘案した目標値を設定し、計画的に事業主に対して助言・指導を実施していく。・ 指標8について、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っている。派遣労働者の同一労働同一賃金の着実な履行確保が図られるよう、引き続き適切な助言等の取組を推進していく。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
	次期目標等への 反映の方向性	【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】 ・ 指標1については、令和5年度に初めて目標値を達成したところであるため、引き続き、目標値は、当面維持(10%以下)し毎年の目標達成を目指すとともに、今後の実績値の推移を踏まえ、適宜見直しを図っていく。 ・ 指標2については、目標の前年以下を達成できているが、令和5年度に初めてアウトカム指標として設定したところであり、若者層の不本意非正規雇用労働者の動向を注視してく必要があるため、引き続き「前年以下」の目標を設定する。 ・ 指標3・指標4については、令和4年度における要件見直しが過年度実績値に大きく影響を及ぼしたこと、及び令和5年度補正予算において制度の拡充等を行ったことを踏まえた目標値を設定し、目標達成を目指していく。 ・ 指標5については、キャリアアップ助成金について、令和5年度から雇用関係助成金ポータルによる電子申請が開始され、毎月電子申請数が増加しているところであり、引き続き利用されやすい制度設計を行っていく。なお、本指標に関しては、計画提出が電子か紙かにより計上方法が異なり、申請件数は同じでも電子申請と紙申請の比率が異なれば計上される計画件数が異なることとなるため、電子と紙での申請が併存する令和5年度以降は、正確に経年比較を行うことが困難であることから、本指標は令和4年度までの指標とする。
		【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】 ・ 指標6については、当然ながら是正指導の割合は100%を目指していくことになるが、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、これまでの実績を踏まえて、目標水準を95%まで引き上げを行う予定である。 ・ 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先し、令和5年度から計画的に事業主への助言・指導を行えることになったところであり、また、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた一層の取組により、報告徴収の件数は増加したところ。労働局の体制も勘案しつつ、目標値の引き上げを行う予定であり、引き続き、安定して目標達成を目指していく。 ・ 指標8については、令和5年度に新たに設定した指標であるため、今年度も同様の指標とするが、令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度の目標値を95%以上に引き上げを行う予定である。
参考•関連資料等	・短時間労働者及び有期雇用・労働者派遣事業の適正な過 〇キャリアアップ助成金 UF 〇多様な働き方の実現応援	「トから検索できます) URL: https://elaws.e-gov.go.jp/ 用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号) 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号) RL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html サイトURL: https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/ レビューシートURL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2024_gyousei_review.html

(効率性の評価)

	用環境·均等局 職業安定局	作成責任者名	大臣官房参事官 立石 祐子 雇用環境·均等局有 期·短時間労働課長 竹野 佑喜 職業安定局需給調整 事業課長 中嶋 章浩	政策評価実施時期	令和6年8月
--	------------------	--------	---	----------	--------